平成２６年（フ）第８１５号
千葉県市原市君塚１丁目４番地２　西君塚ハイツＢ棟201
債務者　立野　拓郎
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２００号
愛知県東海市荒尾町出口６番地の１　ラシーヌⅡ201号
債務者　Ｉ・Ｓこと　伊藤　健二
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８９号
兵庫県加古川市新神野８丁目９番４号
債務者　三谷　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１５号
長崎県長崎市立岩町13番13号　田崎アパート１Ｆ
債務者　青柳　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目６番地の６エスポワールⅡ202
債務者　山口　直人
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８８号
宮城県塩竈市尾島町11番22号
債務者　越後　益子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８９号
宮城県名取市愛島笠島字西小泉68番地　38街区１画地13号棟７号
債務者　伊藤　　昭
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地４県営福芦住宅331号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字銭神75番地38
債務者　佐藤　浩樹
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
秋田市牛島西４丁目29番３―111号
債務者　三平　篤士
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２号
秋田市新屋栗田町12番５号
債務者　愛川　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７号
秋田市牛島東１丁目２番７号　永井アパート１号
債務者　相場　　力
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市御門216番地３
債務者　渡辺　博文
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第１０３号
福島県郡山市富久山町福原字宝田６番地の３ピースフルハイツ201号
債務者　中畑　一雄
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第６２４号
千葉県船橋市金杉８丁目17番20号
債務者　安藤　厚子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７９号
千葉県船橋市咲が丘３丁目９番５号　コーポ美好203号
債務者　秋元　厚子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９１号
千葉市若葉区小倉台６丁目19番４号　はなびる小倉台205号
債務者　佐々木勇治
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９６号
千葉県市川市中国分５丁目30番19号　メゾンブランシェ102号
債務者　松宮　利夫
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係